

議会も動き始めた中国の温暖化対策の動向

客員研究員 長岡技術科学大学 経営情報系 教授 李志東*

中国の第11期全国人民代表大会（全人代、議会に相当する）常務委員会は8月24～27日、第10回会議を開催し、「温暖化防止活動に関する国務院報告」を審議したうえで、「気候変化への積極的対応に関する全人代常務委員会決議」を採択した。中国の最高権力機構・立法府が温暖化防止に関する決議を出すのは初めてである。

COP15を見据えた中国の基本戦略はすでに国務院主導のもとで固められた。5月20日公表の国際交渉に関する政府案では、先進国の2020年削減目標について、IPCCが450ppm（CO₂換算）安定化シナリオとして示している「先進国全体で1990年比25～40%の削減」の上限40%減を取って最低限とする一方、途上国の責任について、あくまでも義務化ではない「適切な緩和行動」を自主的に取るべきだ、と主張する。それに対し、8月12日に温家宝総理が主宰する国務院常務会議では、温暖化防止を国民経済と社会発展の総合計画に盛り込み、抑制と適応の目標を中長期発展計画の立案と戦略作りの重要な基礎とすることや、目標や計画の確実な達成の担保として、温暖化対策の法整備や総合能力の強化を行うなど、国内の対策方針を決定した。

同決議では、こうした国務院の温暖化対策の基本方針を了承すると共に、温暖化防止を持続可能な発展の実現における長期的任務と位置付け、行動計画の立案、法整備の強化、経済的措置の充実、国民意識と対策能力の向上、国際協力の促進などを通じて、積極的に取り組まなければならない、と規定した。次の点は注目すべきである。

1つは「低炭素経済」の発展を公文書で初めて明記したことである。その具体策として、政府が低炭素経済の指針を制定し、モデル実験事業の展開、炭素排出原単位を指標とする審査制度の実験的導入、特定地域や業種での排出量取引制度の導入などを行い、中国の実情に適する排出量抑制システムを模索する、とした。

次に、温暖化関係の法整備を中国の特色のある社会主義法体系の健全化における重要な任務と位置付け、立法活動の日程に組まれることである。如何にも立法府らしい規定であるが、国内法を盾に国際交渉を有利に進めようとする一部の先進国のやり方を踏襲する形で、中国の取り組みを法制化することで国内外にアピールする狙いである。

最後に、温暖化防止を口実とするあらゆる形の保護貿易に反対する、という一貫した主

* 1983年、中国人民大学を卒業。90年に京都大学で経済学の博士号を取得し、2007年から現職、兼日本エネルギー経済研究所客員研究員、中国エネルギー研究所客員研究員。

張を明文化したことである。8 月のボン国連作業部会に出席した于慶泰・外交部温暖化交渉特別代表は、国際交渉が進まない原因として、先進国が大幅削減の義務を履行する政治的誠意に欠け、途上国への資金援助と技術移転にも実質的な進展はなかった、と指摘した。その先進国の一つは、いうまでもなく米国である。米国はオバマ政権誕生後、中国との温暖化問題を含む戦略と経済対話を活発に展開する一方、削減目標を受け入れない国からの輸入品に炭素税を関税として課すことができる「クリーンエネルギーと安全保障法案」を下院で採択し、中国などの新興国や途上国に圧力を掛けている。国際社会では、米中という「G2」の間で何らかの妥協があるのではと憶測されているが、蘇偉・国家発展計画委員会温暖化対策局（司）長は、温暖化問題で米国との取引はあり得ない、と言明した。同規定により、中国の姿勢がさらに鮮明となった。また、カードを切るのは時期尚早ではあるが、炭素税を関税として課す場合の究極的な対抗措置として、一人当たり排出量に基づく輸入関税を、これから制定する中国版温暖化対策関連法案に盛り込むことも、当然選択肢の 1 つになるであろう。

このように、中国は、先進国にだけ厳しい要求を突き付けるのではなく、国内対策として「適切な緩和行動」を着実に進展させようとしている。それは、政府と議会が一致結束して「バリ行動計画」を忠実に履行しているという率先垂範の姿勢を国際社会に見せ、合意形成への先進国の歩み寄りを促す狙いである。

今年 12 月の COP15 に向け、中国は、義務化されない自主的で「適切な緩和行動」で参加するという主張を死守するだろう。一方、先進国に対し、削減目標の上積みを厳しく求めていくものの、「少なくとも 40%減」の要求について何らかの譲歩もあり得ると考えられる。日本は、欧米の出方にのみ目を奪われがちだが、中国の基本戦略をも的確に把握しつつ、今後の交渉に臨む必要があるだろう。

お問い合わせ : report@tky.ieej.or.jp